

予 算 要 求 資 料

令和6年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 希少野生生物保護対策費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境生活政策課 生物多様性係 電話番号：058-272-1111(内2923)

E-mail：c11260@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 983 千円 (前年度予算額：1,154 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,154	0	0	0	0	0	0	0	1,154
要求額	983	0	0	0	0	0	0	0	983
決定額	983	0	0	0	0	0	0	0	983

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

県内の希少野生生物を取り巻く環境は、開発行為や外来生物による影響、業者や愛好家等による過度の捕獲・採取などにより厳しい状況にある。そのため、岐阜県希少野生生物保護条例に基づく捕獲等の禁止、保護区での行為規制の効果を継続的に調査し検証・指導することが必要となっている。

(2) 事業内容

【指定種、保護区の調査】：条例による指定候補種等の追加を行う場合に現状把握のための調査。

【許可指導等】：調査研究のための捕獲許可申請者等に対する許可・指導の実施、違法捕獲防止対策の推進。

【希少野生生物保護及び生息(植生)地保全の対策等】：希少野生生物の効率的な保護のための事前現地状況調査、有識者等による現地保全の助言・指導等の実施。

【保護区の維持管理、希少種保護の啓発の実施】：定期的な現地巡回、ホームページの充実等。

(3) 県負担・補助率の考え方

条例に基づく許可・指導業務であり、県に生息する絶滅危惧種の保護対策であるため、県負担は妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	95	検討会・現地指導等報償費
旅費	92	検討委員会の開催、現地指導
需用費	31	事務消耗品費、保護区監視等燃料費
役務費	4	
委託料	761	生息状況調査委託
合計	983	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県希少野生生物保護基本方針

第6次岐阜県環境基本計画 基本施策3 (3) ○希少野生生物の保護
生物多様性ぎふ戦略 1-5. 絶滅危惧種の保全

(2) 後年度の財政負担

条例に基づく許可等業務、各種計画等に基づく保護施策等のため、継続的实施が必要である。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

県内の希少野生生物を取り巻く環境は、開発行為や外来生物による影響、業者やマニア等による過度の捕獲・採取などにより厳しい状況にある。県に生息する絶滅危惧種の保護のため、岐阜県希少野生生物保護条例に基づき、県及び県民、民間団体や事業者等が協働して、保護と開発のバランスのとれた公共事業等の推進や適切な保護施策の実施を促進する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R4年度 実績	R5年度 目標	R6年度 目標	終期目標 (R)	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

施策を推進するための調査又は監視業務が主であり、目標設定に適さない。

（これまでの取組内容と成果）

令和3年度	指定希少野生生物及び保護区について、生息状況や周辺環境を野生生物保護推進員等からの聞き取りや現地調査等を実施し、適切に管理されている現況を把握した。 条例に基づき、調査研究等のための捕獲許可及び許可に伴う指導等を適切に実施し、希少野生生物の保護を推進した。
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和4年度	指定希少野生生物及び保護区について、生息状況や周辺環境を野生生物保護推進員等からの聞き取りや現地調査等を実施し、適切に管理されている現況を把握した。 条例に基づき、調査研究等のための捕獲許可及び許可に伴う指導等を適切に実施し、希少野生生物の保護を推進した。
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和5年度	令和7年度当初予算にて追加
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<p>・ 事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) <small>3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない</small></p>	
(評価) 3	<p>希少野生生物保護のため、岐阜県希少野生生物保護条例に基づき各種保護施策を実施するものである。</p>
<p>・ 事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) <small>3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない</small></p>	
(評価) 2	<p>希少野生生物の保護には、県民の参加が不可欠であり、野生生物保護推進員や支援団体などを定め、地元に着した保護・監視体制により取り組んでいる。</p>
<p>・ 事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) <small>2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている</small></p>	
(評価) 1	<p>希少野生生物の保護には、県民の参加が不可欠であり、野生生物保護推進員や支援団体などを定め、地元に着した保護・監視体制により取り組んでいる。</p>

(今後の課題)

<p>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 希少野生生物の保護対策は、継続が必要な課題であることから、今後は有識者の知見を得ながら、地域住民、県民自らが保護に取り組む等のより効率的な保護対策が求められている。</p>
--

(次年度の方向性)

<p>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 希少野生生物について、野生生物保護推進員等からの報告や現地調査による現状把握のほか、許可・指導など条例の適正な施行により、引き続き保護の推進を図る。また、有識者から現地保全のための助言・指導を受け、効率的な希少野生生物保護対策を促進する。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課</p>	【〇〇課】
<p>組み合わせる理由 や期待する効果 など</p>	